

調整給付^(※)が支給されます

※調整給付…定額減税において、減税しきれないと見込まれる方への現金による給付

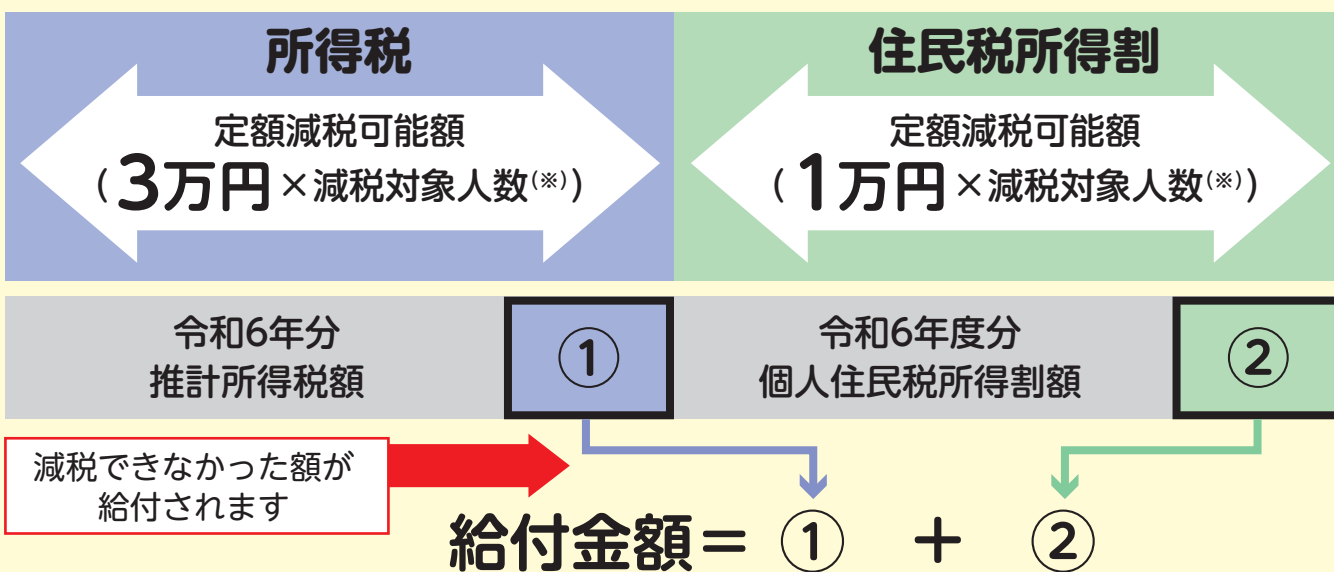
調整給付の対象となる方に対して、手続きに必要な「確認書」を8月中旬より順次郵送します。
書類が届きましたら、速やかに手続きをお願いします。
【対象外の方】 合計所得が1,805万円を超える人
推計所得税と個人住民税が0円の人



1 給付金額

給付金額は①と②の合計額です。(①、②ともに0より小さい場合は0)

- ① = 「所得税分定額減税可能額」 - 「令和6年分推計所得税額」
- ② = 「個人住民税所得割分定額減税可能額」 - 「令和6年度分個人住民税所得割額」



- ※ 減額対象人数 = 納税者本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族含む)
- ※ 合計額を1万円単位に切り上げて支給

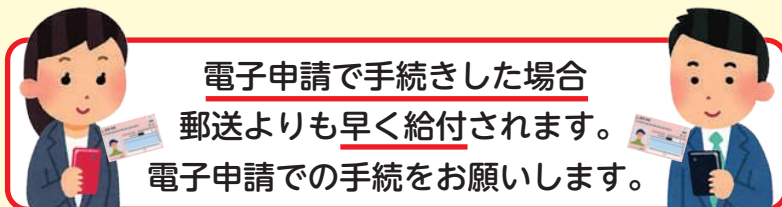
2 申請方法(本人確認書類や口座情報がわかるものの添付が必要です)

- ・マイナンバーカードとスマホで電子申請
- ・同封の返送用封筒で「確認書」の返送

【注意】 来庁者用窓口はありませんので申請は電子申請か郵送でお願いします。

3 申請期限

令和6年10月31日^木



確認書が届いたら、速やかに手続きをお願いします

不明な点がございましたら、ホームページを確認またはコールセンターまでお問い合わせください。



お問合せ

飯塚市調整給付コールセンター

☎0120-10-3478